

**【用語】**郷例—村の旧来のしきたり 猥ニ—勝手に、規則を無視する  
馬士—馬子、馬方 宿引—宿泊客を勧誘すること 諸色—ここでは物  
価の意 下直—安価 法度—法令、禁令 公儀—幕府 下知—上から  
下へ指図すること、命令

**【解説】**江戸時代の村落社会は、五人組帳前書をはじめとする法度・  
触書など、いわゆる領主法によって規制を受けていた。一方、村落内  
部では村民自らの利害、生活の保全、村の秩序を維持するため自発的  
な村法が作られた。これは村撻・村極・村議定などと呼ばれ、村の慣  
習などを成文化したもののが多かつた。古くから温泉地として知られる  
吾妻郡草津村でも、温泉社会の維持と生活を確保するため、村中定あ  
るいは郷例撻と呼ばれる村法があつた。元文五年（一七四〇）九月の村  
中定は、湯治人・湯宿・客の引き付け・ばくち・火の用心など一五カ  
条におよび、温泉社会の生活全般にわたつて規制していた。しかし、  
温泉稼ぎが主な収入源の草津村は、湯治客の多少が死活問題につな  
がつたため、温泉宿では客の勧誘が強引に行われるようになり、それ  
が温泉社会の秩序を乱すことになった。

この安永六年（一七七七）の湯治人郷例撻帳は、先の村中定が遵守さ  
れなくなってきたことから、それを改正し強化したものである。八カ  
条からなるが、全文を通して湯治客の引き付け競争を厳しく規制して  
いることがうかがえる。しかし、この客引きをめぐる争いはあとを絶  
たず、草津村では文化十二年（一八一五）村の入口に番所を設置して取  
り締まることになった。